

老発第0913第3号
平成25年9月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた
対処方針について

平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が開催され、別添1のとおり、報告書がとりまとめられたところです。

各都道府県におかれましては、下記に留意するとともに、管内市町村、関係団体及び該当事業所に対して広く周知されるようよろしくお願ひします。

なお、下記の内容については、総務省と協議済みとなっています。

記

1 スプリンクラー設備の設置義務について

今回の報告書では、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設(主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設)のうち認知症高齢者グループホームなどの高齢者福祉施設(別添2の区分1の施設等に限る。以下1から5において「認知症高齢者グループホーム等」という。)について、原則として、全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、法令上の措置を待たずに、現在未設置の施設に対して、今回の報告書の趣旨を説明し、スプリンクラー設備の設置を積極的に働きかけていただきたい。

その際、厚生労働省において設けている介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度など各種制度を活用していただきたい。

また、今回の報告書では、地方公共団体は、認知症高齢者グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置を促進するため、事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じ、平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うことが期待されていることから、各都道府県及び各市町村においては、必要な対応をご検討いただくようお願いしたい。

2 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

今回の報告書では、認知症高齢者グループホーム等について、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、認知症高齢者グループホーム等の従業員は、自動火災報知設備や火災通報装置の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められるため、各都道府県及び各市町村においては、消防部局からの認知症高齢者グループホーム等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

3 従業員教育について

認知症高齢者グループホーム等については、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、指導監査等の機会を通じて、「非常災害に関する具体的計画」に従業員への定期的な教育の時期が記載され、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、認知症高齢者グループホーム等に対して指導を行っていただきたい。

なお、平成22年度老人保健健康増進等事業により、公益社団法人日本認知症グループホーム協会が「グループホームの安全性確保・向上に関する調査研究事業報告書」(http://ghkyo.or.jp/top/modules/pico/index.php?content_id=19)において「4章グループホームの防火安全対策 教材テキスト」及び「5章グループホームの防火安全対策 実践の手引き」を作成しているので、各市町村においては、管内の認知症高齢者グループホームに対して周知するとともに、必要に応じて、その活用を促していただきたい。

4 効果的な訓練の実施について

認知症高齢者グループホーム等については、訓練を行う際、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の事情を考慮し、その効果を高めていくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、消防本部等と連携し、認知症高齢者グループホーム等に対して重点的な訓練指導を実施していただきたい。

また、別添3の「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」、別添4の事例などを認知症高齢者グループホーム等に周知し、効果的な訓練の実施について働きかけをお願いしたい。

5 近隣との協力体制について

認知症高齢者グループホーム等については、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と連携を図ることが必要である。

そのため、認知症高齢者グループホーム等は、日頃から地域への貢献や交流を図ることが重要であり、そうした取組により、地域において、高齢者福祉や施設への理解が深まり、緊急時におけるネットワークの強化が図られることが期待される。

各都道府県及び各市町村においては、施設の実施する運営推進会議等に地域の消防団などの出席を要請するなど、消防機関の協力を得ながら、近隣との協力体制における火災対応の実効性の確保を図っていただきたい。

6 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

施設の安全対策は、消防部局、福祉部局、建築部局の関係行政機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。

そのため、認知症高齢者グループホームなど介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス（別添2の区分2のサービスに限る。）を行う施設（以下6～7において「対象施設」という。）については、施設の安全確保を図るため、関係行政機関の情報共有と連携体制の構築が必要となる。

今後、具体的な方法等については別途通知を発出する予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、対象施設からの指定又は指定の更新の申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と連携しながら、建築基準法や消防法など

の防火関係規定の適合状況について確認のうえ、指定や指定の更新を行っていただくことを検討している。

また、上記に関わらず、指導・監査の機会を通じて、各種法令の規定に係る不備を把握した場合には、関係行政機関へ必要な情報提供を行っていただきたい。

7 防火関係の法令に不適合な施設の改善

消防用設備や防火区画など防火上の不備がある施設については、関係行政機関において、当該施設の情報共有し、早期の改善を促すことが求められている。

このため、都道府県及び市町村においては、対象施設のうち防火関係の法令に不適合な施設について、消防部局及び建築部局と連携しながら、防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促していただきたい。

さらには、介護保険法上の指定基準における防火関係の規定に係る不備についても重点的な指導を行っていただきたい。